



# 臨床研究助成の手引

## －はじめに－

当法人が行う臨床研究助成制度は、一般財団法人としての定款に基づき内閣府の指導のもとに行うものです。したがって、適正かつ厳密な取り扱いが必要とされます。この手引書を、申請前に必ずお読み頂き、内容に同意された場合のみ申請してください。本助成制度の審査の円滑な実施にご協力ください。

## －お願い－

ご不明な点、またはこの手引書に記載していない事項については、事前に当法人臨床研究助成事務局(電話03-3956-4120)にご相談ください。

以下、本文に記載されている諸手続きに必要な申請様式は、当法人ホームページ内にあるword形式の「研究計画書」をダウンロードし、ご提出ください。申請書類不備があった場合には、選考対象になりませんので、ご注意ください。

※募集期間については、PDFポスターにてご確認ください。

本助成制度は、当法人の事業目的にもとづき、勤労者の生活と健康並びに医学の向上に寄与するため、医療技術者の臨床研究に対して研究費を助成し、その成果を広く社会に還元することを目的とします。

## 1. 助成対象

- ① 助成対象は、臨床にねざした研究で、その成果が広く社会全体の医療水準を高めることが期待される内容であることとします。
- ② 臨床研究テーマは原則として、3人以上の医師、検査技師その他の医療技術者のグループによって検討された内容であることとします。
- ③ 助成対象者は、上記のグループとし、当該施設長の推薦が必要です。

## 2. 募集方法

研究テーマ募集は、毎年度1回です。応募については、次ページからの”臨床研究助成の流れ”をご参照下さい。

## 3. 助成金について

- ① 助成額は、1件50万円以内とします。
- ② 助成額の決定については、「研究計画書」にもとづき、当法人選考委員会の審議結果を受け、当法人理事会にて決定します。
- ③ 決定された助成額の範囲内で研究を行ってください。

## 4. 研究期間

研究期間は原則1年以内とします。

申請受付

## ■ 申請方法

研究助成の申請は、指定の「研究計画書」〔様式1-1、1-2、1-3、1-4〕を使用してください。

## ■ 応募先

〒173-0032 東京都板橋区大谷口上町26-2  
一般財団法人東京保健会 臨床研究助成事務局 宛  
電話 03-3956-4120 FAX 03-3956-4102

採否決定

## ■ 採否および助成金支給決定について

- ① 募集期間に必着受付された「研究計画書」〔様式1-1、1-2、1-3、1-4〕の中から当法人選考委員会が審議・答申し、当法人理事会にて決定します。
- ② 助成決定された研究課題の代表者には「決定通知」と一緒に「助成金送付依頼書」〔様式3〕を送ります。代表者は「助成金送付依頼書」〔様式3〕に所属法人施設の口座を記入し、直ちに返送してください。当該口座へ助成金を振込支給します。

必要経費の助成

## ■ 臨床研究助成金で対象となる経費

臨床研究助成金は当該研究を遂行するために必要な経費であれば、原則として、対象となります（例：研究に必要な試薬、書籍、文献、備品）

## ■ 臨床研究助成金で対象とならない経費

必要な経費であれば、原則として、支出の対象となりますが、個人的な目的や施設での他の目的での使用頻度が高いもの、研究外に転用できるものなど次の事項については対象となりません。

- ① 建物等施設に関する経費
- ② 国外出張〔航空運賃、宿泊費、日当等の旅費〕および国外で使用する経費並びに国外に居住する研究者の招聘旅費等の一部に充当する経費
- ③ 学会出張のための旅費
- ④ 机・椅子等の什器類を購入するための経費
- ⑤ 複写機、ワープロ、ビデオ、パソコン（ソフトを含む）など、当該法人施設で通常備える医療機器を含む設備備品を購入するための経費
- ⑥ 研究代表者及び共同研究者の人件費・謝金
- ⑦ その他、当該研究に関係がない経費

## ■ 購入した設備備品等の取り扱いについて

- ① 臨床研究助成金で購入した設備備品（図書を含む）は、研究終了後、直ちに研究代表者または研究分担者が所属する法人施設に寄贈しますので、当法人臨床研究助成事務局あてに「寄贈届」〔様式4〕を提出してください。  
※内閣府の指導により必要な書類です。
- ② 寄贈した設備備品は、臨床研究助成で購入した旨を記し、当該法人施設の設備備品として登録、管理してください。

申請している内容に変更が生じたとき

### ■ 研究費等申請している内容に変更が生じたとき

研究費等申請している内容のうち①目的又は内容②研究費使用内訳③代表者（交替・異動等）④中断、等の変更が生じた場合は、当法人臨床研究助成事務局に直ちにご連絡下さい。

届出を提出し、当法人選考委員会の審議をへて、当法人理事会の承認を受けなければなりません。

研究期間が1年を超える時

### ■ 研究期間に延長が必要な場合について

研究が1年を超える場合は、申請が必要となりますので、当法人臨床研究事務局にご連絡下さい。延長についての申請は研究開始から1年経過後に提出して下さい。期間延長した場合の上限は研究開始から2年以内とします。

研究終了時点

### ■ 研究終了時の報告について

研究終了後、速やかに、「研究結果報告書」〔様式6〕とともに、研究に要した費用の明細を「会計報告書」〔様式8〕に領収書を添付して、当法人臨床研究助成事務局あてにお送りください。各種学会、医学雑誌等への発表は自由としますが、当法人発行の『病体生理』『母と子の健康』誌等より依頼を受けた場合には公表掲載してください。

助成金の清算

### ■ 研究終了時の助成金清算について

研究計画予算を下回った場合は、差額を返還して頂きます。

### ■ 助成金の返還について

研究成果報告及び会計報告または中間報告がなく、著しく遅延した場合には助成金の全額返還をして頂きます。尚、理由なくして中止した場合も同様の扱いとなります。この決定は、当法人が行います。

終了

・ 「研究計画書」一覧 （ホームページ上でダウンロード可能です）

〔様式 1-1〕 臨床研究助成申請書

〔様式 1-4〕 研究費明細書

〔様式 1-2〕 研究概要

〔様式 1-3〕 推薦書